

兵庫県立相生産業高等学校（定時制課程）

いじめ防止基本方針

1 本校の教育方針

本校は、学校・家庭・地域との連携協力を図りながら、魅力ある学校づくり、地域に信頼される学校づくりを進めるとともに、社会の変化に柔軟に対応できる定時制専門高校を目指している。

全ての生徒が安全で安心して学校生活を送り、有意義で充実した教育活動に取り組むことができるよう日常の指導体制を整備し、生徒理解を深め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組む。さらにいじめを認知した場合には適切かつ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法 第二条より」

「児童生徒に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記の内容は、行為を加えた側にそのつもりが無くとも、行為を受けた側が苦痛を感じればいじめとなります。また、行為に関しては学校の内外は関係ありません。

3 基本的な考え方

本校は、開校以来、地域の産業界のニーズに応えながら工業に関する専門教育を行ってきた。とりわけ定時制課程にあっては、地域の産業と密接な関係を持ちながら工業に関する専門教育を行っている。

本校は、生徒一人一人の個性を理解し、それぞれに応じた教育を実践している。また、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせ、学校の教育活動や校外での体験活動を通して好ましい人間関係を築くとともに生徒一人ひとりの社会性や主体性を培い、自立して生きる力をもった生徒を育てていく。

「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止を包括的に推進する。

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

全ての教職員が生徒一人一人に対する理解を深め、生徒の変化に気付くことがいじめ防止の基本であると位置付ける。そのため、本校としての指導体制及び取組を別紙1のとおり定める。併せて、いじめの早期発見のためのチェックリストを別紙2のとおり定める。

別紙1（指導体制及び取組）

別紙2（チェックリスト）

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、教育活動全体を通して、いじめ防止に資する様々な取組を体系的かつ計画的に行うため、本校としての指導計画を別紙3のとおり定める。

別紙3（指導計画）

(3) いじめの認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合の本校としての組織的対応を別紙4のとおり定める。

別紙4（組織的対応）

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し事態の解決に向けて対応する。

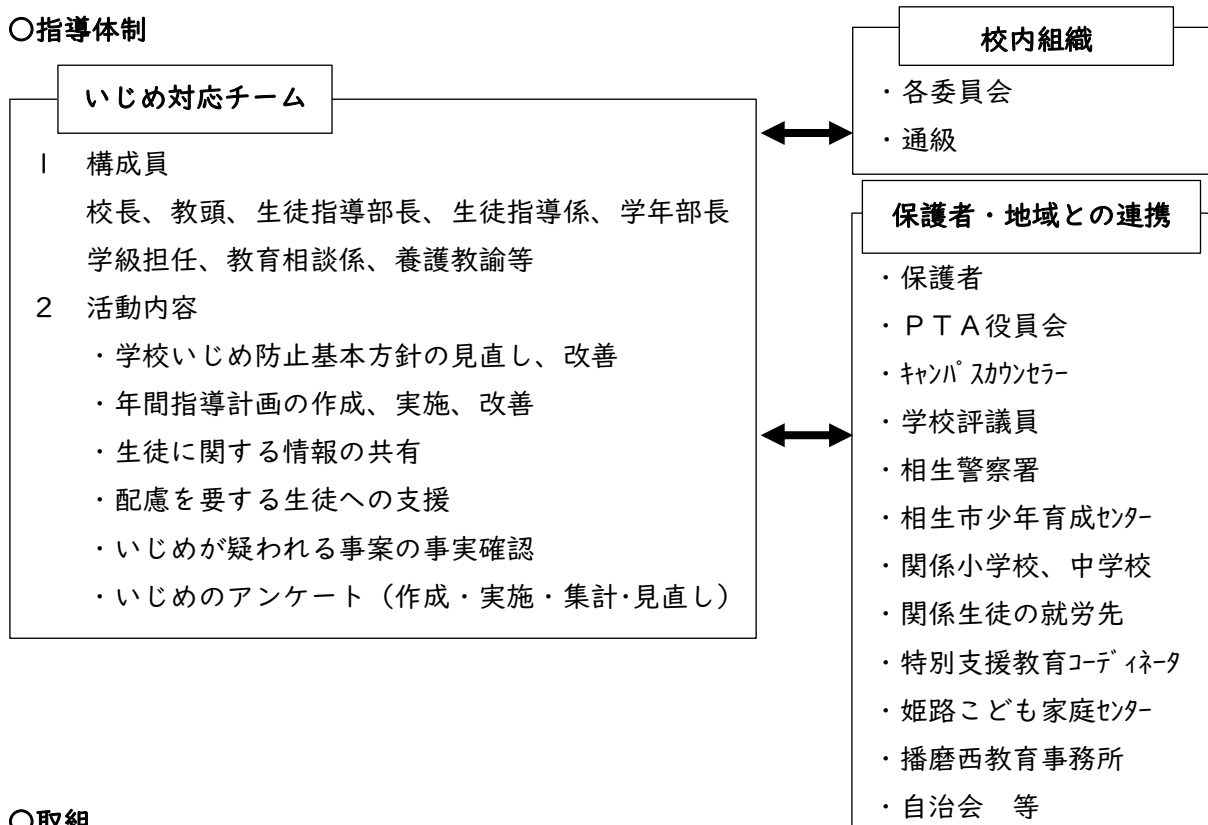
5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指して、本校は開かれた学校づくりの一環として情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会・保護者会、三者懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者・生徒及び地域への情報発信並びに意見収集に努める。

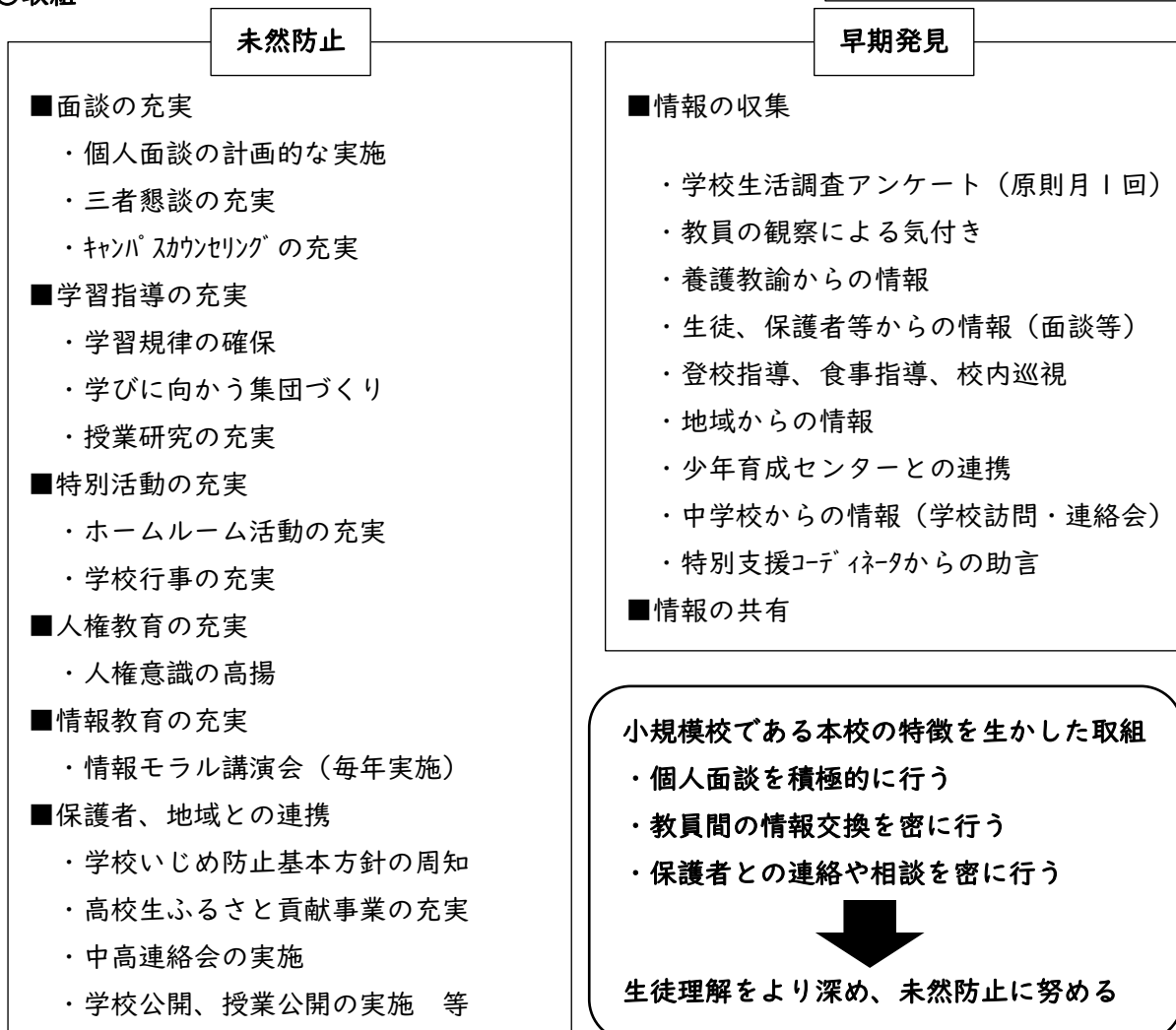
また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめの防止に取り組む観点から、保護者、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

○指導体制



○取組



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 些細なことで特定の生徒を冷やかしている雰囲気がある
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる
- クラスの雰囲気が悪い

いじめられている生徒

◎日常の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- おどおど、にやにやしている
- 遅刻や欠席が多くなっている
- 自分の世界観を否定されている
- やせてきた、いつも眠たそうにしている

◎授業中の様子

- 発言すると周囲がざわつく、笑われる、からかわれる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである

◎その他

- 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 手や足にすり傷やあざがある
- いつも強いものに付き添い、行動をしている

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 人によって態度を変える
- 教員の指導を素直に受け入れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 自己中心的な言動が目立つ
- 会話の中に差別発言が多い
- SNSなどで個人情報、誹謗中傷的な内容を書き込んでいる

いじめ防止に係る年間指導計画

	職員研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめの定義について	家庭訪問	家庭訪問
	指導計画作成	いじめの定義について	個別面談
	職員研修（生徒指導）		中学校訪問
5月		マナー講座（卒業予定者）	
		中高連絡会	
6月		P T A 総会	
7月	職員研修（生徒指導）	サマースクール	サマースクール
		外部講師（ネットトラブル）	三者懇談
8月	職員研修（CC）	異年齢間交流事業	前期 P T A 役員会
9月		体育大会	個別面談
10月			
11月	職員研修（特別支援）	ていじ祭	
12月		ウインタースクール	ウインタースクール
		薬物乱用防止講演会	三者懇談
1月		1.17 追悼行事	個別面談
			後期 P T A 役員会
2月			
3月	いじめ対応チーム総括	3.11 追悼行事	
	中高連絡会（入学予定者）		
通年	・ 事案発生時は臨時的に組織委員会を開催。また、職員会議を通して、全職員に情報の共有し組織的な対応。	・ 環境への順応と確立 ・ 自己肯定感の向上。 ・ 集団生活の中で他者との相違を感じ、適応する力を高める。	・ 臨時的な個別面談、三者懇談の実施 ・ 登校指導（校門周辺、西相生駅等） ・ 校内巡視 ・ 月2回程度のCC ・ 学校生活調査アンケート（原則月1回程度）

別紙4 組織的対応

